

労働法の基礎講座

第3回



【労働条件の明示】 労働条件の明示事項

労働契約を取り交わす際、労働者の労働条件を書面等で明示しなければなりません。

やってはいけない **NG**

以下のような労働条件の通知方法は違法となります。

- ✘ 労働条件通知書を入社1か月後（就労後）に渡す
- ✘ 契約更新の際に労働条件通知書を交付しない
- ✘ 求人票と同じ内容である旨を口頭で伝えるのみ
- ✘ 労働契約と異なる内容の労働条件通知書を交付する



